

## 岐阜県環境影響評価審査会委員会B 議事録（概要版）

- 1 日 時：令和2年9月7日（月） 午後2時00分～午後3時15分
- 2 場 所：岐阜県水産会館1階 大会議室
- 3 議 題：岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者：中西委員、小椋委員、伊藤委員、井上委員、神谷委員、木村委員、佐野委員、杉山委員、高井委員、竹中委員、早川委員、林委員、山澤委員、吉永委員  
都市計画決定権者（事業者、事業関係者を含む）10名  
関係市町担当者3名、県関係課等担当者4名、事務局5名、傍聴者なし
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価準備書の概要及び手続きについて事務局から説明  
委員等の追加意見に対する見解及び前回委員会での委員の意見に対する見解について事業者から説明の後、質疑応答を実施

### < 質疑応答 >

#### 【委員】

資料2-1の二つ目ですけれども意見を書かせていただきました。①のほうですね、この意見はですね反射障害がないという判断をされた根拠として説明をいただきたいということを1回目の意見として出しまして、それに対する回答としてこの図表点AからEの数値を示していただいたわけですが、その場所がわからなかったの場所を示していただきたいという再意見だと思います。今回示していただいたわけですが、この印刷物が不鮮明で、別添1の2ページ目の方になるんですけど今回の構造物に一番近いAというのがあるんですけど、近い所が最も影響を受けやすいという風に予想するわけですが、このAの場所がですね両方とも、これ2本線がありまして名古屋局の方と岐阜局の方のAが二つございまして、この二つの場所、予想するにもっと近くにですね人家があって住民がいるんじゃないかと思うんですけど、なぜこのA点を評価されたのかということの説明をいただきたいんですけど、もっと近くに人家があるのですからそちらでの影響が起こりうると思うのですがいかがでしょうか。

#### 【事業関係者】

事業者のコンサルタントの株式会社エイト技術開発と申します。今の御意見ですけれども、前回の資料でございまして参考資料の3-1をもとに再度御説明させていただきたいと思っております。この中にですね4枚目にですね、木村委員の意見に対する都市計画決定権者の見解についての添付資料が前回資料で掲載させていただいております。こちらについては現在の計画施設のおおよその高さ形状方向等からですね、一般的な反射障害の予測式に基づいて、あくまでも現在の状況において、計算をしたという結果でございまして。計算式についてはそれに続く一枚めくっていただいたところに反射障害予測の実用式と、こちらはテキストのそのままコピーでございまして。こちらの式に基づいて反射障害の評価点でありますABCDEの5地点を単純に計算をしたということではなくてあくまでも計算値のA点の距離、あるいはそのA点の距離におけます障害片側幅となります $W_0/2$ というものを計算したということではございまして。その結果を先ほどの図に反射障害の起こりうる方向の距離ということでお示しをしているという資料でございまして。

#### 【委員】

はい、ありがとうございます。

前回の7月29日の時の委員会の資料を拝見してはおりますけれども、この評価点というのは任意に設

定できると思うんですね。ですからその任意に設定できるので、なぜ、例えば名古屋局の A が 549メートルで岐阜局の A が 621メートルなのかというのがお聞きしたかった。もっと近くに人家があるように、印刷が不鮮明ではっきりはわからないんですけども、人家があるように思えるんですね。そこに住民がいるわけですから、そこでなぜ評価されなかったのかという質問になるんですけど。今のお答えですと、最初から A は 549 とか 621 というのがあったというように聞き取れてしまったのですがいかがでしょうか。

**【事業関係者】**

あくまでもテキストに載っています実用式に今回のパラメータを入力して出てきた、ABCDE 点の距離の結果でお示ししているということをございまして。すいません、任意に設定するという方法というものを承知しておりませんで、こちらの資料の 4 枚目の最後の、A 点の距離を求める、開始点を求める式のようにそれぞれのパラメータを入力して出して距離がこちらの距離という、あくまで計算値という整理とさせていただきます。

**【委員】**

ちょっと認識に違いがあるかもしれないですけど、私の認識としてはこの評価点の距離は任意に設定できるという風に解釈しました。この資料をみて。そうではないのでしょうか。

**【事業関係者】**

それは機械的に算出される距離という風に私共の方では認識をしております。  
もう一度確認の方はさせていただきたいと思います。

**【委員】**

もう一点、名古屋局と岐阜局の方で数値が違いますよね。これも理由の説明ができますか。

**【事業関係者】**

これは、送信される電波の強さ、電波の角度が違いますので、反射する方も強さ、距離が異なってくるということで理解しております。

**【委員】**

そういう意味では評価する場所っていうのが任意に設定できるという風に、資料からは、私は認識いたしました。

その点確認していただけないでしょうか。

**【事業関係者】**

我々がやっている方法が一般的な方法だという風な認識はしているんですけども、もう一度再確認はさせていただきたいと思います。

**【委員】**

もし、この ABCDE の距離がなんらかの理由で設定されているのであればその理由も、最終的な回答に含めていただきたいんですけども。

**【事業関係者】**

はい、わかりました。

ただあくまで、反射障害、こちらの図 1 の方に反射障害予測図というものをお示ししております

して、対象物から反射される距離は ABCDE で求められるんですけども、幅ですれ反射障害  $W_0/2$  というのはどの計算結果も 0 となっております、距離は求まるんですけども幅を持たない範囲となっておりますので、反射障害が生じないという計算結果ということで今整理をさせていただいておりますので。その距離についても、この反射障害が 0 というところで、なにか意味があるのかなのかということも併せて確認させていただきます。

**【委員】**

よろしく願いいたします。

**【委員長】**

先程の委員の御質問を聞いて感じたんですけども、やっぱり素人目に考えても、現場からの距離が近くなるにしたがって電波の障害が強くなるのであれば、現場から一番近い評価点 A は、この線上に載っている最も近い民家で評価されるべきなんではないかと感じましたけれども、その点はいかがでしょうか。

**【事業関係者】**

その御指摘のポイントは理解できます。

ただあくまでもこのマニュアルにのっとったやり方だとこのような単純な計算になってしまうということでありませう。

もう一つ大前提なんですけれども、現在のテレビがデジタル放送になってまいりまして、以前のアナログ放送の時に比べまして、反射障害という現象がほとんど起こりにくいということになっております。電波の反射自体は起こってはいると思うんですけども、受信側のテレビのほうがですね、デジタル処理をするということもありまして、そういったところで、反射障害が起こりにくいということで、こちらの計算式もこのような形で、デジタル化で見直しされているということもありますので、この辺もう少しわかりやすく整理させていただきたいと思ひます。

**【委員長】**

他の委員も言われましたけども、公開される資料ですので、そこに変な勘ぐりが入らないように、きちんとその点を選んだのがこういう理由ですよ、というのがわかるようにされたほうがよろしいのではないかと思います。反射障害はないというのでしたら、そのように記載した方が明確なのではないかと思います。

**【事業関係者】**

わかりました。ちょっと整理をさせていただきます。

**【委員長】**

他にございますでしょうか。

**【委員】**

先程の委員の御指摘の件ですが、評価点という言い回しが誤解を招いているのではないかと思います。CATV の引用資料を拝見すると「減衰特性は A~E 点の 5 つの特性より求められる」とあるので、特性点という表現が適切です。またこれらは減衰のエッジなどを表す点であり、アクセスの評価地点とは別ものだと思います。先の資料においても、「反射障害の評価地点の位置」という名前での A~E を出されており、一般の方はここを評価していると認識すると思ひます。特性点という名称ではなくても、少なくとも評価点ではない名称にさせていただくと誤解がないのか

なと思いました。

**【事業関係者】**

御指摘の意味は理解できました。そのようにわかりやすく整理させていただきたいと思います。

**【委員】**

前回欠席しているのですが、参考資料（資料3-1）のことで、質問の意味を確認したいと思います。準備書の8.6-10の地下水の変動について、私の認識では第1礫層から地下水のくみ上げを稼働後に行くと、工事中にはピットの開削を10メートル程されるという事で、施工時と供用後の取水する帯水層が違うという状況の中で、第一礫層というのは、深部の30から40メートルにこの地域にある所です。回答にある、第1帯水層とは、あくまで上層の南陽層でしょうか、砂質土層を指しているのだという認識でよかったですでしょうか、質問の主旨と回答にずれがあったので、この場で確認をさせていただきたいと思います。

もう一点、ピットの施工時に、地下水低下工法は採らないという認識でよろしいでしょうか。あくまで矢板を打って止水すると、矢板は何メートルまで打たれる予定なのか。下部のシルト層で遮水が担保できるのかどうかという事。遮水するにあたり、シルト層の透水係数はあらかじめ把握されている認識なのか、あるいは、シルト層だから遮水するという認識なのか。止まらなかった時に地下水低下工法を採ると、その地域で6、7メートル程水位を下げる可能性が出てくるという事です。そういった予測の中で、準備書の中では、矢板等で遮水すると書いてあるのですが、地下水低下工法は採らないという前提ならそれで結構ですが、施工後にそういう可能性が出てくるのかという事を念のため確認させてください。

**【事業関係者】**

一点目について、お答えさせていただきます。前回資料の中で、第1礫層に対して、見解の中で第1帯水層の地下水の回答をさせていただいている部分について、行き違いがありました。先生の御理解のとおり、工事中のピットの深さはまだ決まっておりませんが、およそ10メートル程度に対して影響が出る可能性があるという事で、一番上にある地下水位を今回観測したということでございます。そちらに対する工事中の対策という事で、止水工をして対策するというところまで整理をしております。

**【委員】**

矢板ありきで施工される予定を立てるという事ですね。

**【事業者】**

矢板等により遮水工を設置するというのは、工法の一例でありまして、今後業者を選定していく中で、詳細に施工方法が固まってくるのですが、その中で止水工法については併せて検討していくこととなります。

**【委員】**

場合によっては、ディープウェルを使われる事があるという事ですか。

そうすると、少し話が変わってきます。地下水低下をさせてしまうという事は、ある程度の広域に水位低下をさせてしまう工法になるわけで、地盤の圧密特性とか、今回ボーリング調査のデータがあるのか分かりませんが、事前の予測はその辺りも整理しておかないと、工法が変わると影響が変わってくるというところを整理された方がいいと思います。

**【事業者】**

今後の設計にもよりますが、アセスを踏襲した形で実施していけるような工法で施工を検討してまいります。大きく影響が変わる工法の変更は行わないという事です。

**【委員】**

ディープウェル工法は行わないという事で良いですかね。地下水低下工法を行うと大きく下げってしまうので、そういう事はしないで、あくまで遮水を前提ですという事ですか。

**【事業関係者】**

ディープウェル工法は絶対に使わないと現地点で判定できているわけでは無いのですが、長良川に隣接して伏流水が多い状況の中で、地下水位が非常に高い中、水量が豊富という中で、ディープウェル工法を行うのはとてつもない揚水量となるので、実際には現実的ではないかなと思っておりますが、現段階でディープウェル工法を否定できるまでは至っていないのが現状ですが、現実的には矢板を打って、矢板で止水した中の水はくみ上げるとは思うのですが、その外の水位を下げるというのは、10メートル以上下げるといのは、現実的には選択肢にはないのかなと考えております。

**【委員】**

要するには、配慮して検討いただければいいかと思います。もちろん矢板だけでは止まらない可能性はでてくるので、その場合にどういう対応をとるかあらかじめ整理をされておかれた方がよいのではないかという主旨です。

**【委員長】**

他にございますでしょうか。

**【委員】**

触れ合い活動の場の担当という事で、悪臭についてこの前、丁寧に答えていただきましてありがとうございます。私は、岐阜市の芥見に住んでおまして、すぐそばに20年前に東部クリーンセンターができました。できるときに自治会などで一番問題になった事は、臭いでした。特にここは重視していただきたいと思います。この資料（環境影響評価準備書（概要版））の10ページには悪臭の人の活動による回避・低減するための措置として5点挙げられておりますが、この辺りは丁寧に考えていただいていると思いますが、一方、12ページの触れ合い活動の場において、悪臭の影響は小さいので対策はないということで、より低減させる方法は記載がありません。

前回の審査会でも言いましたが、臭いが無いわけではないと思います。数値で表してもそれが少ないから良いというわけではないので、対策として、今日説明のあった大気浄化樹を植えるとか、QRコードなどでリアルタイムに硫化酸化物の数値が読み取ることができるような対応をして、安心して皆が活動できるようなそのような対策を考えていただけたらと思います。

東部クリーンセンターの話をするのですが、地元の触れ合いの場となっておりますが、ここでは造られないと思いますが、プールやリラクゼーションルーム、トレーニングルームがあったり、くつろぎの場を提供しています。地域から愛されている場となっております。そういう点も非常にいいなと思います。ところが5年前程にごみ処理場において火災が発生して、爆発事故がありました。その時、社会見学で見学者がいたのですが、大丈夫だったのですが、背中がぞっとしましたが、原因も究明されて、地域の信頼も回復され非常に良い風になっております。ぜひ、こういうところは、クリーンで安全なところという事を主張していただきたいですし、これからWebで中の様子が見られるとか、上手く利用していただきたいと思います。それから、子供たちの見学

の場として続けてほしいなと思います。

この事業で整備するごみ処理施設で行うかはわからないですが、環境ビオトープをやられるか、この事業において、失われる動植物を、区画の一部において、存続させることを考えているかお聞きしたと思います。

最後に、植物のアセスについては、丁寧に行われていると思いますが、別冊の51ページにある貴重種ですが、ここの中にキジョランを加えて欲しいと思います。これは国や県の絶滅危惧種にはなっていないのですが、岐阜県を見た時に、羽島市の周辺にはあるのですが、羽島市では確認されていないので、ある意味羽島市での貴重種ですので、そういうものも入れていただけたらなというお願いです。以上です。

#### 【事業者】

いただきました御意見について、一つずつお答えさせていただきます。

大気汚染物質などについて、リアルタイムで数値が読める等のサービスをという御意見をいただきました。もともとごみ焼却場の汚染物質につきましては、常時測定する監視モニターを中にも外にも作る予定をしまして、インターネットでリアルタイムで確認ができることなど、十分に検討させていただきます。

その次に、クリーンで安全な焼却場を造っていただきたいという御意見について、私どもも住民に安心していただける施設として、情報について十分に開示していきながら、密に住民説明会を行っていきながら今後とも事業を進めてまいりたいと思います。

その次に、東部クリーンセンターでは、くつろぎの場としてプールであるとかそういうものを場として提供して愛されているという事でございましたが、今回の施設でも管理棟の方で、地元の方々と協議をしながら整備させていただきます多目的会議室やお風呂であるとか、休養室の整備をしますので、構成市町の方々にご利用いただけるような施設を造ってまいりたいと思っております。

その次に、動植物が損なわれていますので、ビオトープ等を造る予定がございますかという事ですが、現在のところビオトープにつきましては、計画はございません。

最後の一点について、申し訳ございません。何ランについて記載いただけないかということでしょうか。御確認させていただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

#### 【委員】

キジョランというものです。何ページでしょうか。後に出てくるとお思いますので、探してみてください。この辺りでは非常に貴重なものになります。

#### 【事業関係者】

御意見ありがとうございます。キジョランにつきましては、今回の調査で事業区域ではなくて長良川河川敷の中で確認されておりましたので、今回の事業の工事で影響を受ける範囲でないと思っております。もう一度どのあたりで確認されているかは、確認をさせていただきます。

ただ、前提といたしまして今回貴重種という事で、国または県のレッドリスト、法令等に掲載されているという事で整理をさせていただいております、羽島市の中で確認されてなかったという判定では行っておりませんでした。御了解いただければと思います。

#### 【委員長】

他にございますでしょうか。

**【委員】**

前回欠席したものでここで質問させていただきたいと思います。大気質に関して、大気拡散実験を取り入れていて、先進的で非常に良い取り組みとっております。岐阜県のアセスは随分進んでいるなという印象を持っております。その中で、対象の物質として水銀を扱っていますが、水銀の排出基準以下の目標値を定めて、たしか30マイクロでしたか。その30マイクロと予測条件、準備書の8.1-82に書いてある2.0g/hの対応関係がクリアになっていなくて、どの様な関係があるのか、対応する値だろうとは思いますが、数値としてどのように見たらいいのかわからなかった。というのが第一点であります。

評価結果としては環境目標値を十分下回っているという事で、特段問題はないのかと思うのですが、今回ここで処理されるごみについて、水銀の混入する可能性及びそれをできるだけ避けるような考え方が重要なと思いますけど、その辺り何か考えているか。そうでなければ今後、周知活動であるとか、そういったところでも考えていただければと思います。以上です。

**【委員長】**

事業者の方からコメントありますでしょうか。

**【事業者関係者】**

一点目の8.1-82の条件についてお答えさせていただきます。表の8.1-59でございますけど、煙突の排ガス量の諸元と排出物質濃度から排出量を算定した表でして、端的に申し上げますと濃度掛けるガス量で物質量を出しているという時間当たりのガス量が2.0という事になります。

**【委員】**

多分そうだろうとは思いますが、随分きれいな数値なのでどういう関係なのかなという事です。多少、丸めてあるのですか。

**【事業者関係者】**

丸めてあります。細かい数値であるのですが、危険側に丸めて整理をさせていただいております。

**【事業者】**

二点目にいただきました、水銀の混入の可能性を薄めることについて、なにか考えがありますかという御意見をいただきましたが、例えば体温計と一緒に捨てられてしまうだけで、水銀の数値がすぐに上がってしまうという事で基準値と同等の数値を目標とさせていただいております。今のところ、それがモラルの関係もありますが、抑えられるか、具体的な方策が決まっていないというのが現在のところです。

**【委員】**

はい、なかなか難しいことで、展開検査なんかもできないごみだと思いますので、運転している際に水銀をずっと測ることは難しいと思いますが、定期的に水銀の濃度を稼働後モニターしていく計画はあるのでしょうか。

**【事業者】**

事後調査の中でガス状水銀については一年間モニタリングをすることにしていますが、水銀の混入等についてそれ以降具体的に確認していく計画はございません。水銀の混入の可能性を少しでも少なくできるように御意見をいただきましたので、組合の関係市町の広報などで周知してい

けたらと現在考えております。

**【委員長】**

他にございますでしょうか。

**【委員】**

コメントに近くなりますが、今後のごみ質の変化に対してどれくらいのフレキシビリティを考えて想定してらっしゃるかお伺いしたいです。まもなく国の方でプラスチックの分別と可燃ごみに入っている商品としてのプラスチックが分かれてくると思いますが、そうすると助燃材なしに燃焼温度を確保するのは難しくなってきます。とくに生ごみに含まれている多くの水分が潜熱負荷として非常に大きな影響を与えていますので、廃熱を利用して乾燥させるなど、できるだけ効率よく燃焼させていくことが必要です。この課題は、恐らく一年以内にどこのごみ処理場でも考えなくてはならなくなると思います。

何かお考えがあるかをお聞かせいただけたらと思います。

**【事業者】**

すいません先程の御意見につきましては、私共の勉強不足もありまして、今ほどいただきました御意見について真摯に考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【委員長】**

他にはございますでしょうか。

先程、準備書以外での質問が出ましたけども、もしございましたら。

**【委員】**

私も先の委員の意見とほぼ同じですけれども、やはり長期的に利用していく施設だということで、将来のごみの組成ももちろんですが、どういった方法が一番いいのかというのは、もう少し長期的にも、また広域的にも検討していく必要があると思っています。今回のこの件とはまた別になってしまうかもしれませんが、ごみ処理、収集の仕方、それから処理の仕方も含めて、例えば以前も少し申し上げましたが、プラスチックと燃えるごみを分ける。それから生ごみは生ごみだけで集めて、例えば下水水処理場の汚泥などと合わせてバイオガスを作って、またそれはエネルギーで使っていく、発電をしてその電気の小売りをする事で収入にもなりますし、他の化石燃料からの電気の代替にもなっていくということが考えられます。ですので、そういうシステム全体を将来的に見て考えなければいけないのではないかと思います。以上です。

**【委員長】**

コメントはございますか。

**【事業者】**

いただいた御意見につきましては、留意して事業の方を進めさせていただきたいと思っております。

**【委員長】**

他にございますでしょうか。

**【委員】**

続きで、浸水対策の件について、色々ご回答を頂いていますけれども、再度、本当にこの場



所でいいのかということ、御確認といいますか検討をいただきたいと思います。

**【事業者】**

先程、本当にこの場所でいいのかということで御意見をいただきました。構成市町でございます岐阜市南部、羽島市、岐南町、笠松町ともに、浸水想定区域につきましては、同様な高さの浸水があると公表されています。

私共組合も、構成市町での場所の中でですね、処理施設を確保していきたいという大前提で動いています。ですので、その点につきましては、何卒御理解いただきたいと思っております。

**【委員】**

多分そういうお答えになると思います。私が理解するというのではなくて、リスクを考えた上でしっかりとした対策をして、それで皆さんが納得ということであれば仕方がないと思います。

**【事業者】**

いただきました御意見は、非常に大事な事だと捉えておりますので、そのあたりについても検討していきながら進めてまいりたいと思っております。

**【委員長】**

先の委員会でも浸水対策については、皆さん疑問に思われているためか、たくさん質問が出たかと思います。私もそういう疑問を持ったんですけど、ちょっとこの準備書からは、素人にはパッと見た感じ読み取りにくい部分があるんじゃないかと思います。例えば、建物の立面図は準備書の2-5、2-6にあるのですが、平面図は8.4-27から8.4-30の騒音の所にあたりしますが、もう少しこの辺をまとめて記載していただいた上で、このくらいの浸水があった時でも大丈夫だというようなことをわかりやすく記載していただけるといいんじゃないかと感じました。立地場所については、選択の余地がそれほど無いというのはよくわかるんですけど、問題なのは、万が一それが起こった時に対策は万全かどうかということが大事だと思いますので、その辺をもう少しわかりやすく記載していただけるといいんじゃないかなと感じています。他はいかがでしょうか。

**【事業者】**

立面図をこうやって併せて、浸水対策なんかも併せて表記するというのが良いのではないかと、というようなことでしょうか。

**【委員長】**

そうですね、万が一浸水した場合に、実際にどの位置にどんな設備があって、どの程度の高さまで水が来てもここには水が入らない、そういうのがわかるといいんじゃないかと思いました。

**【事業者】**

事業計画の説明の中にもう少しわかりやすいようなそういう表記、方法を、改めて検討させていただきたいと思います。

**【委員長】**

他にございますでしょうか。

### 【委員】

今の浸水の話も含めてですけど、要するに浸水がどこまで来て、どういう施設が何処にあるかというのが、それからどういう対策が、どこにとられているかというのが、もっとわかるとありがたいなという気がいたします。それとあの、排ガスの濃度のことで基準値を超えてないということと言われたんですけど、例えばこの数字で0.43とか0.5、なんかかって書いてあるんですけど、これが人間が感じる濃度なのかどうか、教えていただけたらと思うんですが。

どれを見てもいいと思うんですけど、例えば、要約書の70ページあたりに、いろんな条件のもとで最高値がこんだけだと書いてある。で、その濃度っていうのは人間が感じるかどうかっていうのを教えていただけたらと思うのですが、要するに臭いになって思うと地域の人は嫌だなと思ってしまうので、そういうので全く大丈夫な値なのかどうか教えていただけたらと思います。どれでもいいですけど、準備書ですと69から71までぐらいのいろんな濃度がありますが、その辺いかがでしょうか。

### 【事業者】

一つ目の標記の仕方につきましては、委員長からもいただきました御意見と同様に捉えまして、あわせて表示の方を検討させていただきたいとおもいます

### 【事業関係者】

そうですね、要約書の先生から御指摘いただきました69から73ページぐらいまでは現在の測定値ということでございます。大気質の変化を人間が明確に感知できるかというともう少し非常に濃い濃度にならないと、臭いなり、息苦しさなりというのは生じないと思います。これの何十倍、何百倍といったような濃度になるのでは、すいません大気質に関します感覚閾値というのが把握しておりませんので、曖昧な答えで申し訳ございません。そのようなここはあくまでの現状のですね、現在の大気質になります。この中でですね、これに対して将来どのような変化をするかということをごさいますて、そういったところでは、寄与率といったような表現で整理をしております、現在から何パーセントぐらい変化をするかということを示しています。それが具体的に言いますと、要約書で言いますと87ページぐらいに整理をしております、87ページの真ん中の文章の中からでございますけど、寄与率、もともとの現在の濃度の低いもの、二酸化硫黄ですとか、水銀、といったものは10パーセントを超えるような寄与率になってしまうんですけども、二酸化窒素とか浮遊粒子状物質、ダイオキシンというのは1パーセント未満の寄与率ということで、変化の程度は非常に小さいような予測の結果になっております。

このようなことから、施設ができたときの空気に対して臭いなり、息苦しさということを人が感じるということはほとんどないという風に考えております。

### 【委員】

ありがとうございました。もう一つなんですけれど、先ほどの水害の関係で申し上げますと、このあたり5メートルから6メートルの浸水でいきますと、変な話ですけど、その時には周りの住宅地は水に浸りますよね。そのするとその人たちの避難場所とかに、例えばこのような施設が利用できるというか、そういうようなことは考えているのでしょうか。

### 【事業者】

先程の御質問ですが、あわせて建設させていただきます、管理棟の方ですね、こちらの方がですね、地元から避難できる施設を地域貢献として造ってもらえないかというようなご意見もいただいております、有事の際には逃げ込めるように地元と調整させていただきながら、羽島市さんの方に、そういう緊急避難場所とか、そういう形でのお話ができないかということで調整を進

めさせていただきます。

**【委員長】**

先程の質問で臭気の話が出ましたが、先ほど説明では臭気に問題はないという判断の根拠としてダイオキシンなどの環境汚染物質の濃度を挙げられてました。環境汚染物質の濃度と臭気というのはまた別の要素だと思うのですけれども、その観点において臭気に問題はないという判断根拠としてはどのようなものがありますでしょうか。

**【事業関係者】**

臭気についてもですね、大気汚染と同様の、煙突から出てきます排ガス中に含まれる、ここではアンモニアを代表の臭気として物質としては予測をしています。

それから、人が臭いを感じるための指数ということで臭気指数というのが定められていますけど、これは物質によらずに臭いの強さを評価する数値となっております。このようなものについても予測を行っておりまして、要約書でいいますと131ページになります。臭気指数でいいますと、全てが、予測結果が、131ページの表 8.7-7 に示していますが、臭気指数っていうのが全て予測結果の10未満という結果となっております。10というので、人が臭いを感じとれるという指数となっておりますので、10未満ということで、定量的な評価に近いような成分の中では臭いを感じないというような結果となっております。で、アンモニアについても濃度として予測を行っておりますけども0.017ppmというのが一番、最大値として出ているんですけども、これも比較的臭いを感じるかどうかというレベルではそれほど大きくない値となっております。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。これで質疑応答を終了します。